

第4章 その他報告事項等

(1) 災害時の広報

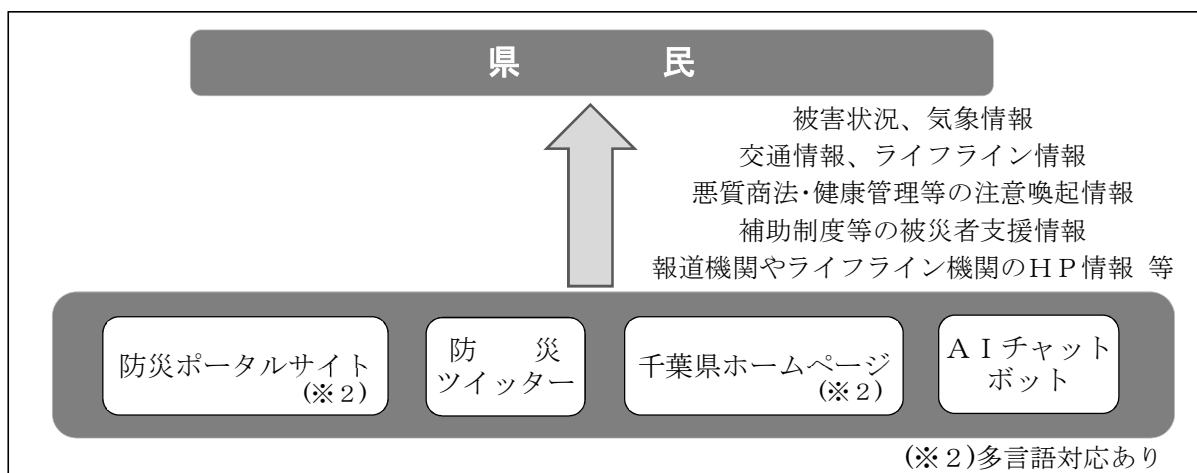
【関係規程等】

地域防災計画
○ 災害時の広報 ・ 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

【対応状況】

- 災害対応等の各段階に応じて、被害状況、気象情報、交通情報、ライフライン情報、生活上の注意喚起情報及び各種相談窓口や補助制度等の被災者支援情報など、被災者が必要とする情報について、防災ポータルサイト、県ホームページ、防災ツイッター、AIチャットボット（※1）などを相互に連携させて発信するとともに、報道機関やライフライン機関などのホームページやSNSと相互リンクすることで、広く県民への周知に取り組んだ。

（※1）スマートフォンやタブレットで被災者が入力した問合せに対し、AIが会話形式で応答することで、罹災（りさい）証明や住家被害認定など生活再建等に必要な情報を提供するもの



- ちば県民だよりや県広報番組（テレビ・ラジオ）などを通じて、被災者支援情報などの周知に取り組んだ。
- 大規模停電が発生し、テレビやインターネットから情報を得られない状況が生じたため、被災市町村における給水・充電・物資提供などの生活関連情報を取りまとめてプレスリリースし、新聞報道を通じた情報発信を行った。

【今後の課題】

- 防災ツイッターを9月15日に開設し運用を始めたが、県民に広く情報を展開するためには、日頃から情報発信の手段として活用し、認知度を高めておく必要がある。
- 発災後、より早く情報提供ができるよう、様々な広報手段の活用や関係機関との連携などについて事前に検討し、準備しておく必要がある。

(2) 国や市町村と連携した住民避難に向けた取組

【関係規程等】

災害対策基本法	
(都道府県知事の通知等)	
第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。	
(市町村長の警報の伝達及び警告)	
第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。	
(市町村長の避難の指示等)	
第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	

避難勧告等に関するガイドライン (H31.3.29改定)

[避難のタイミングを明確化]			
レベル3:高齢者等避難		レベル4:全員避難	
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報	防災気象 情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

■ 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

【対応状況】

これまで、避難勧告等の防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況にあったことから、住民等が情報の意味を直感的に判断し、迅速に避難行動がとれるよう、国が、平成31年3月に「避難勧告に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルにより提供することとなった。

県では、この警戒レベルについて、県民だよりへの記事掲載や各種訓練での広報のほか、県内の金融機関でのチラシ配布等により、県民への周知に努めたほか、市町村に対しても、住民への周知に努めるよう働きかけたが、県民の理解は充分とは言えない状況である。

実災害での対応としては、今年の台風19号の際に、市町村に、早期の避難所開設や避難勧告の発令に留意するよう、文書や電話で要請を行ったほか、県民向けには、県防災ポータルサイトやツイッターなどを活用し、気象情報のほか、市町村からの避難情報への留意や早めの避難などを呼びかけた。

【今後の課題】

県としては、引き続き、県民への警戒レベルの周知に努めるほか、市町村に対しては、実災害発生時に避難勧告等を行う際に、防災行政無線や広報車などの様々な手段を活用し、避難情報の受け手である住民が適切な避難行動をとれるよう、情報の伝達に努めるよう働きかける。

(3) 風水害に対する被害想定を作成

【関係規程等】

災害対策基本法	
災害対策基本法 第二条の二（基本理念）	災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。
三	災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
逐条解説 災害対策基本法 [第三次改訂版]	
「科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて」とは、想定外を避け、不測の事態を防ぐために、最新の科学的知見を用いることで、どのような災害がどの程度の規模で発生し、どのような被害が生ずるのかを的確に想定するとともに、実際の災害対応から得られた教訓を活用することを求めたものである。	

【対応状況】

平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震（下表参照）を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したが、風水害に係る被害想定は実施していない。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

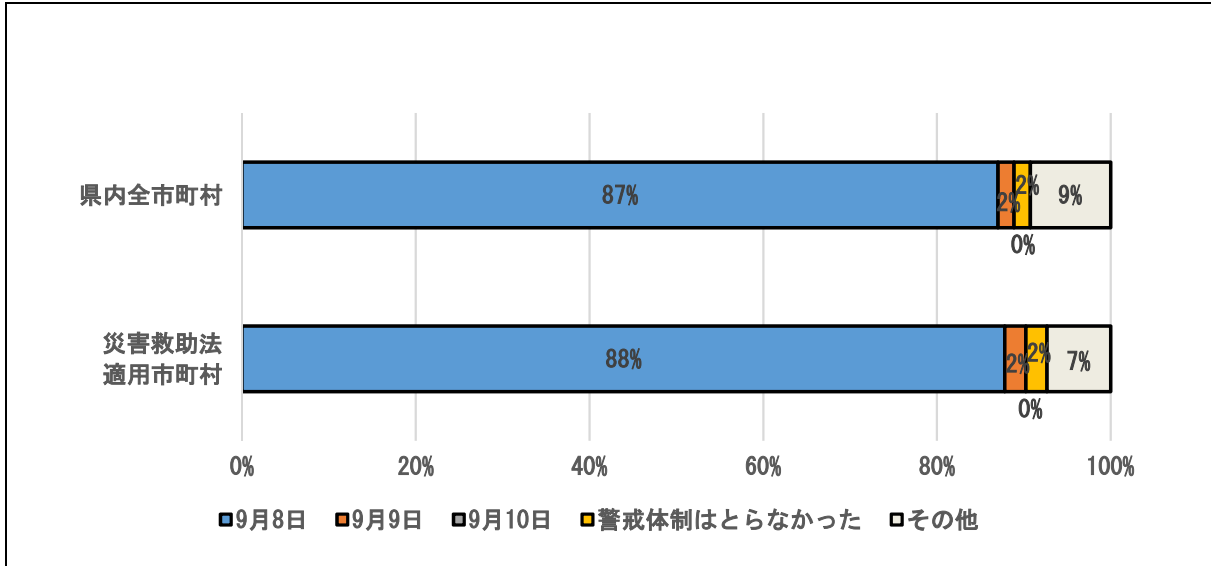
【今後の課題】

今後とも、国に対し、地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究の充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を講じるよう、要望するとともに、県としては、国の動向も踏まえ、被害想定の実施について研究していきたい。

参考資料（市町村へのアンケート結果）

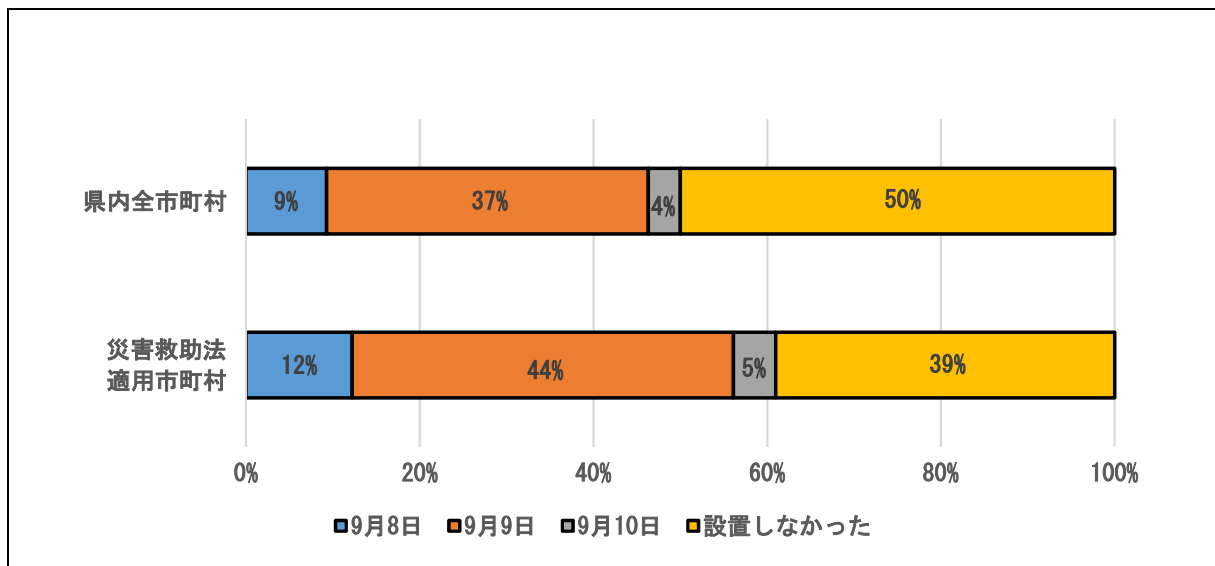
1 台風15号に対する初動対応について

問1 貴市町村では、いつから台風15号への警戒体制(警戒本部設置等)をとりましたか。該当する選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



台風15号への警戒体制について、県内全市町村の87%にあたる47団体が9月8日から警戒体制をとっていた。また、9月9日から警戒体制をとっていた団体、警戒体制をとらなかった団体は、それぞれ2%（1団体）だった。

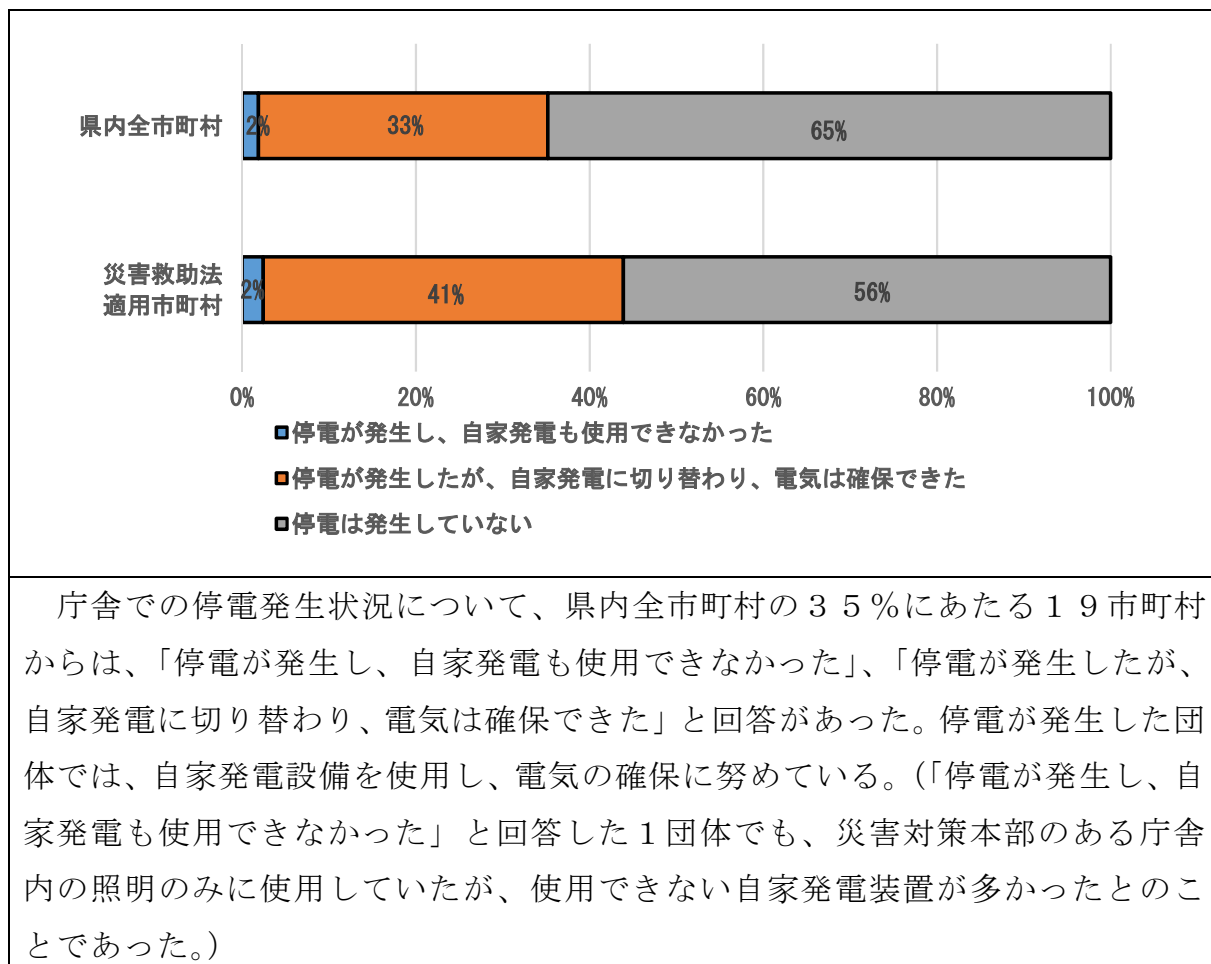
問2 貴市町村では、災害対策本部を設置しましたか。設置したのはいつですか。



災害対策本部の設置状況について、県内全市町村の50%にあたる27団体が9月10日までに災害対策本部を設置していた。また、災害救助法適用地域では、61%の25団体が9月10日までに災害対策本部を設置していた。

2 市町村庁舎における停電発生状況や自家発電設備の稼働等について

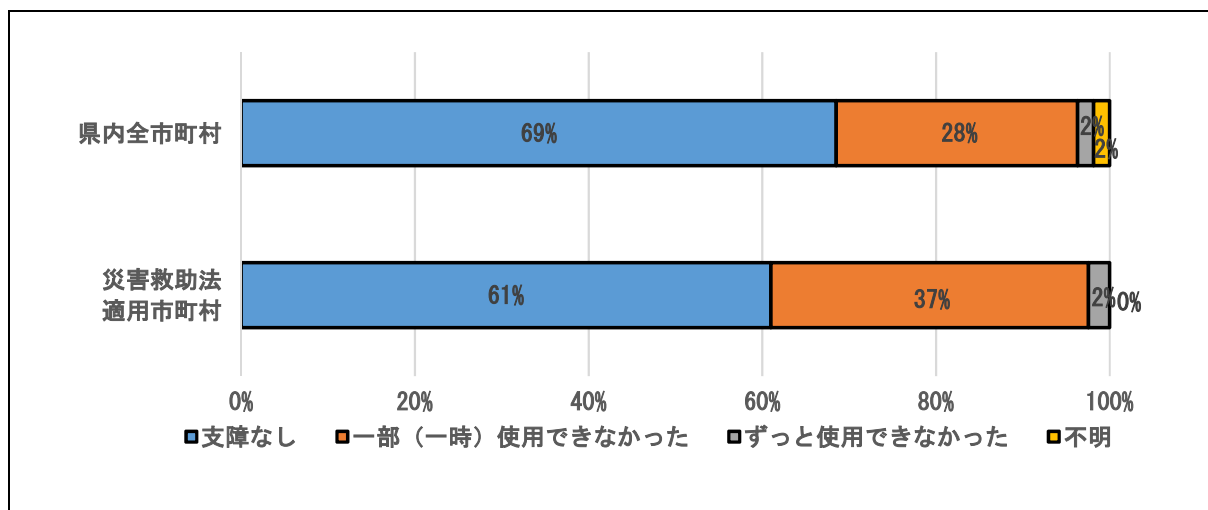
問5 貴市町村の庁舎において、停電(自家発電に切り替わるまでの一時的な停電を除く)は発生しましたか。該当する番号を記入してください。



3 県と市町村、市町村と支所等、市町村と住民との連絡（通信）手段について

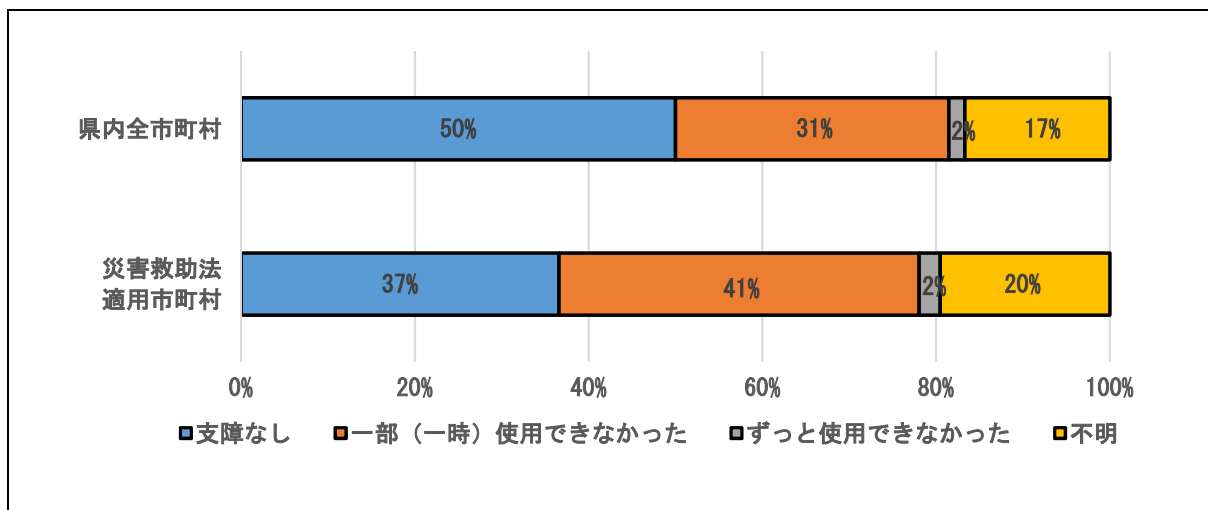
問6 9月9日～9月11日にかけて貴市町村庁舎と県本庁(災対本部等)の間の通信状況についてお聞きします。以下に挙げた通信手段の使用可能状況を教えてください。

(1) 固定電話



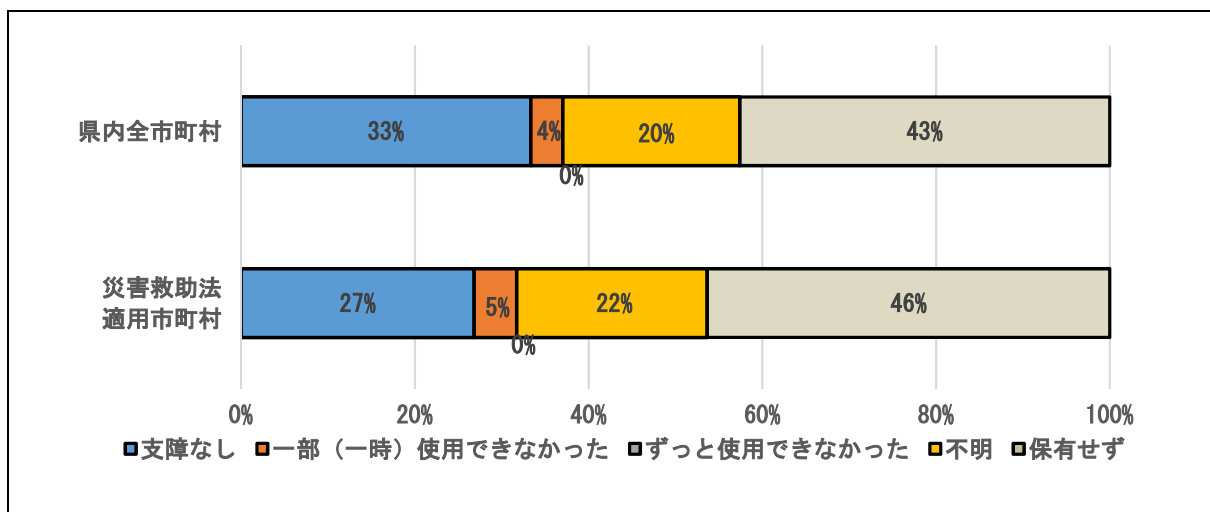
固定電話の通信状況について、県内全市町村の69%にあたる37団体は「支障なし」と回答している。一方、28%にあたる15団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答し、2%にあたる1団体は、「ずっと使用できなかった」と回答している。

(2) 携帯電話



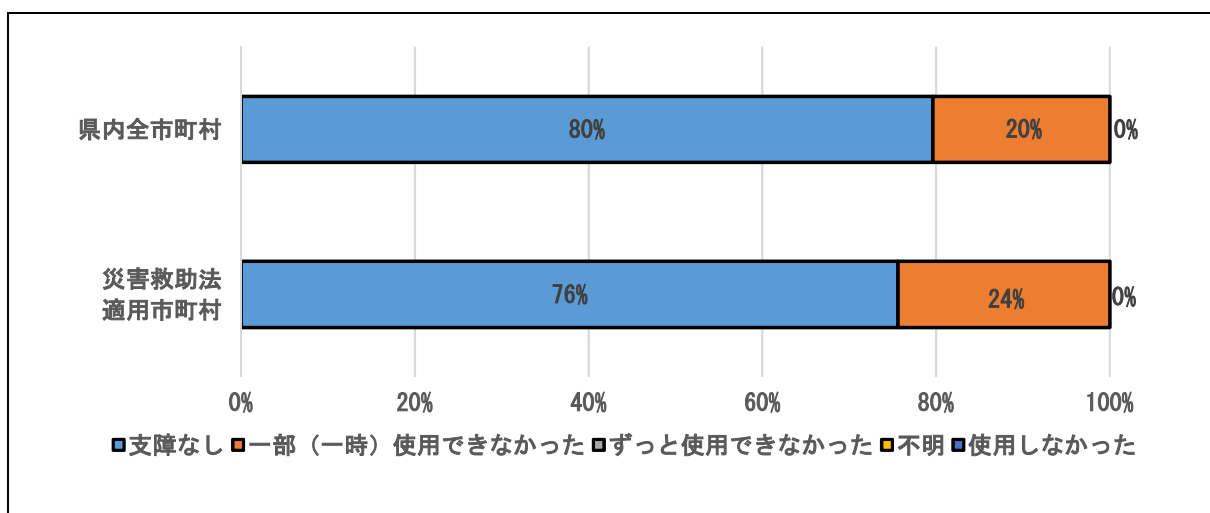
携帯電話の通信状況について、県内全市町村の50%にあたる27団体は「支障なし」と回答している。一方、31%にあたる17団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答し、2%にあたる1団体は、「ずっと使用できなかった」と回答している。

(3) 衛星携帯電話



衛星携帯電話の通信状況について、県内全市町村の33%にあたる18団体からは「支障なし」と回答している。一方、4%にあたる2団体からは「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。また、43%にあたる23団体からは「保有せず」との回答だった。

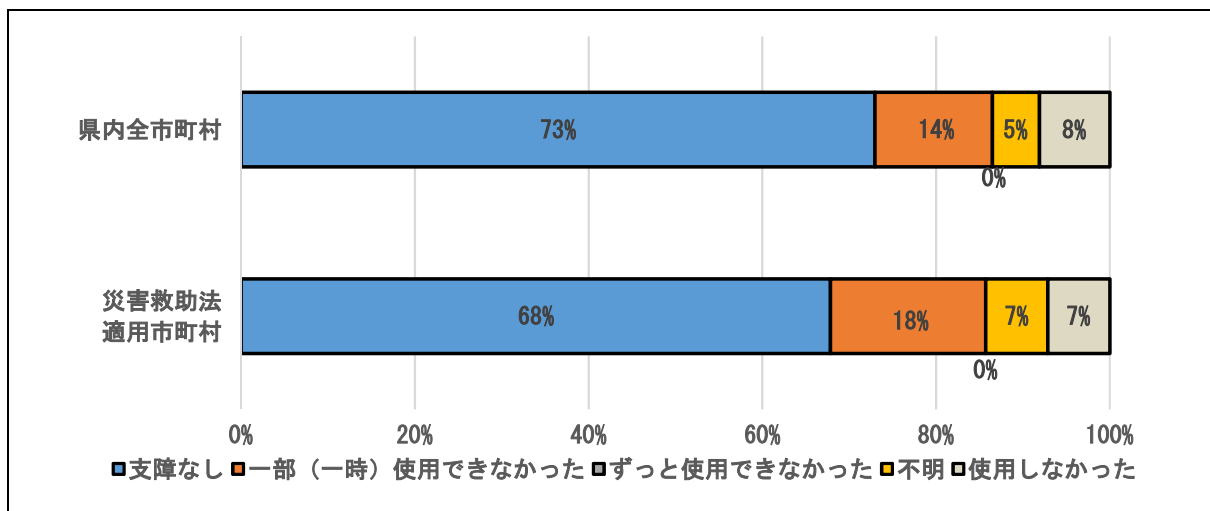
(4) 県防災情報システム



県防災情報システムの通信状況について、県内全市町村の80%にあたる43団体からは「支障なし」と回答している。一方、20%にあたる11団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。

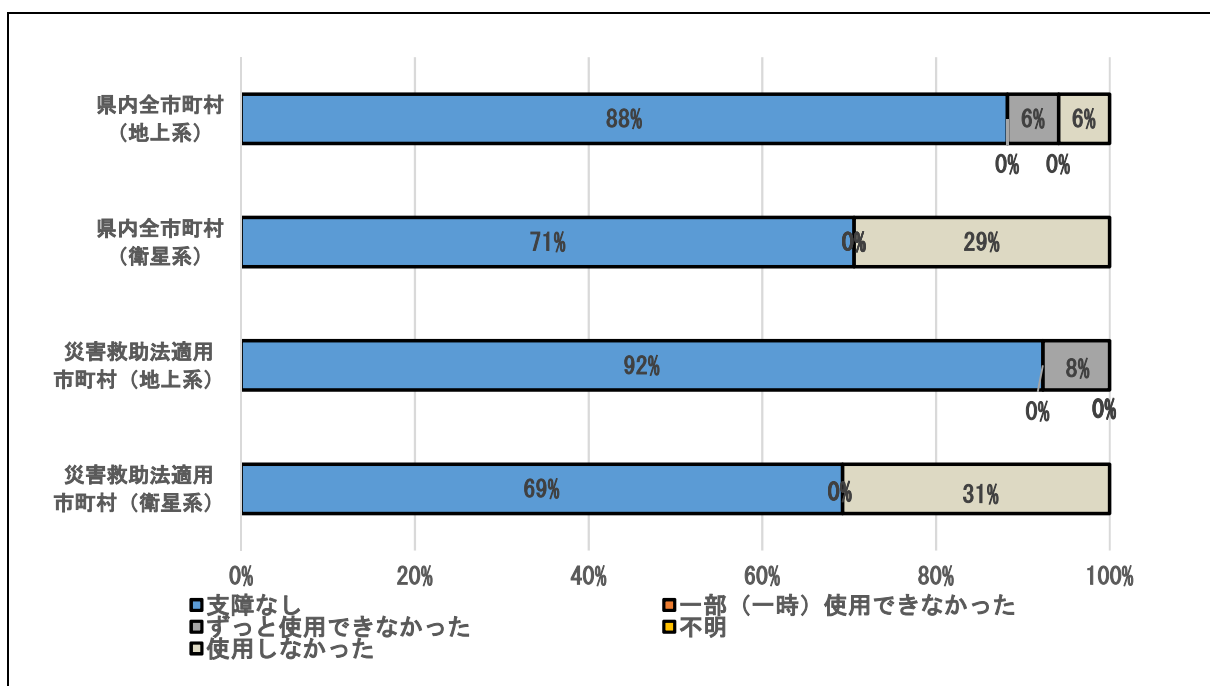
(5) 県防災行政無線

(地上系と衛星系を区別していない37団体)



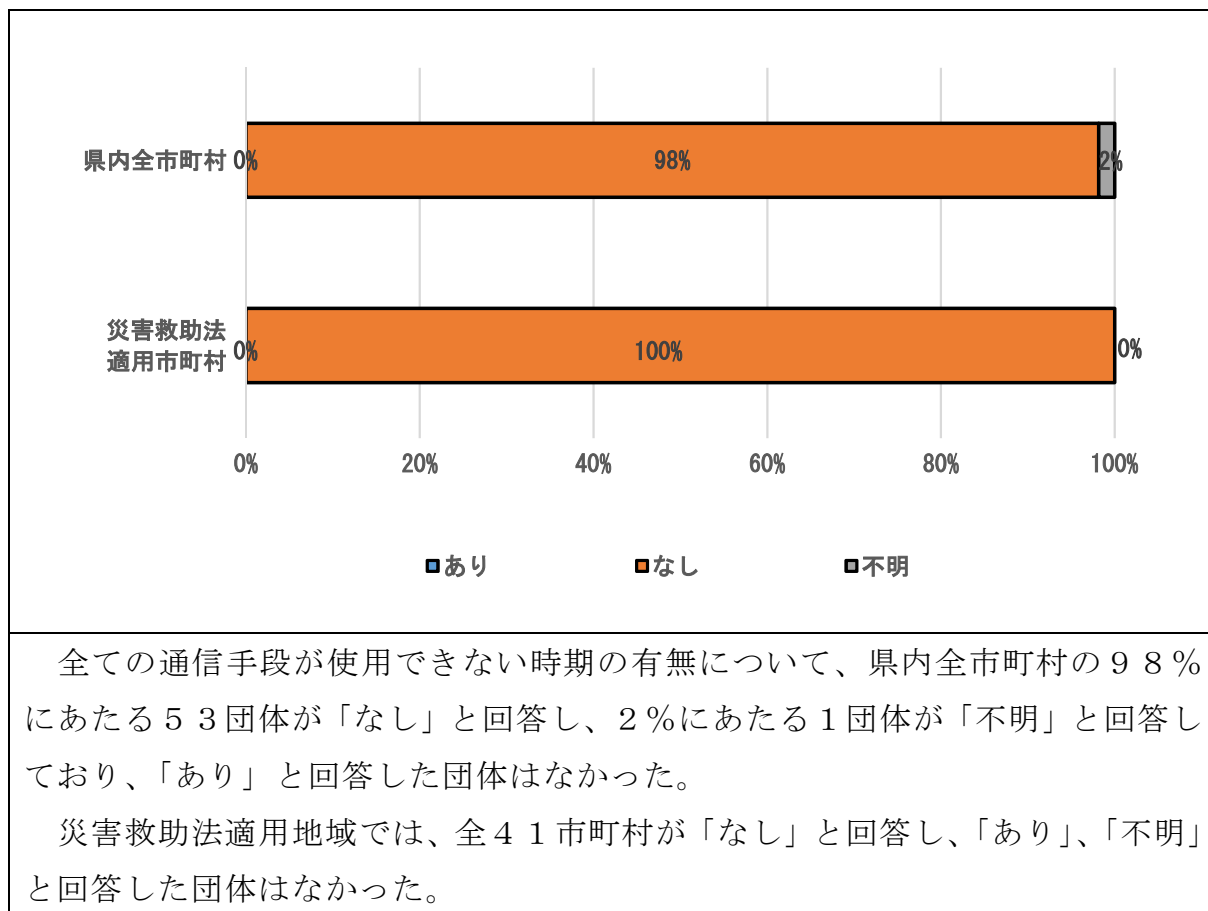
県防災行政無線の通信状況について、地上系と衛星系を区別していない37団体では、回答団体の73%にあたる27団体は「支障なし」と回答している。14%にあたる5団体は「一部（一時）使用できなかった」と回答しており、「ずっと使用できなかった」と回答した団体はなかった。

(地上系と衛星系を区別している17団体)



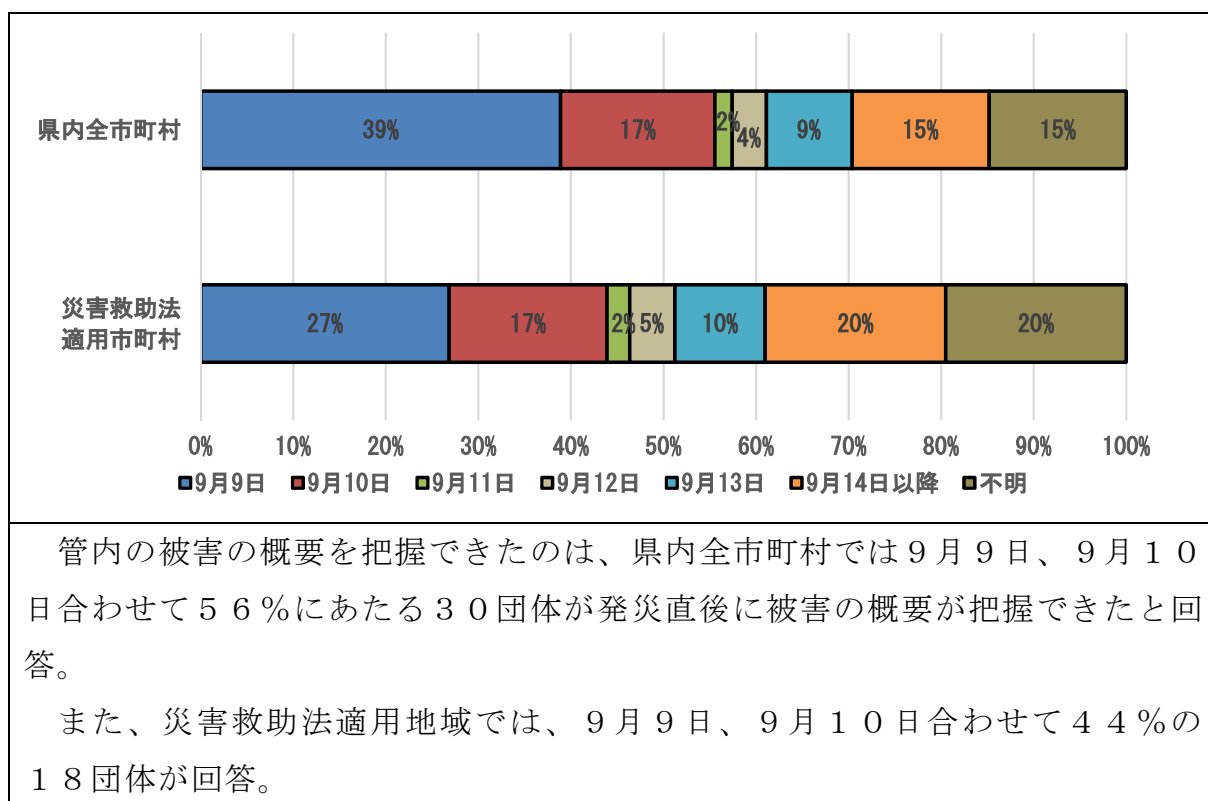
県防災情報システムの通信状況について、地上系と衛星系を区別している17団体では、地上系について、「ずっと使用できなかった」と回答した団体が6%（1団体）だった。衛星系については、「ずっと使用できなかった」、「一部（一時）使用できなかった」との回答はなく、「支障なし」との回答が71%、「使用しなかった」との回答が29%だった。

問6-1 問6(1)~(5)の通信手段の全てが使えなくなった時期はありましたか。



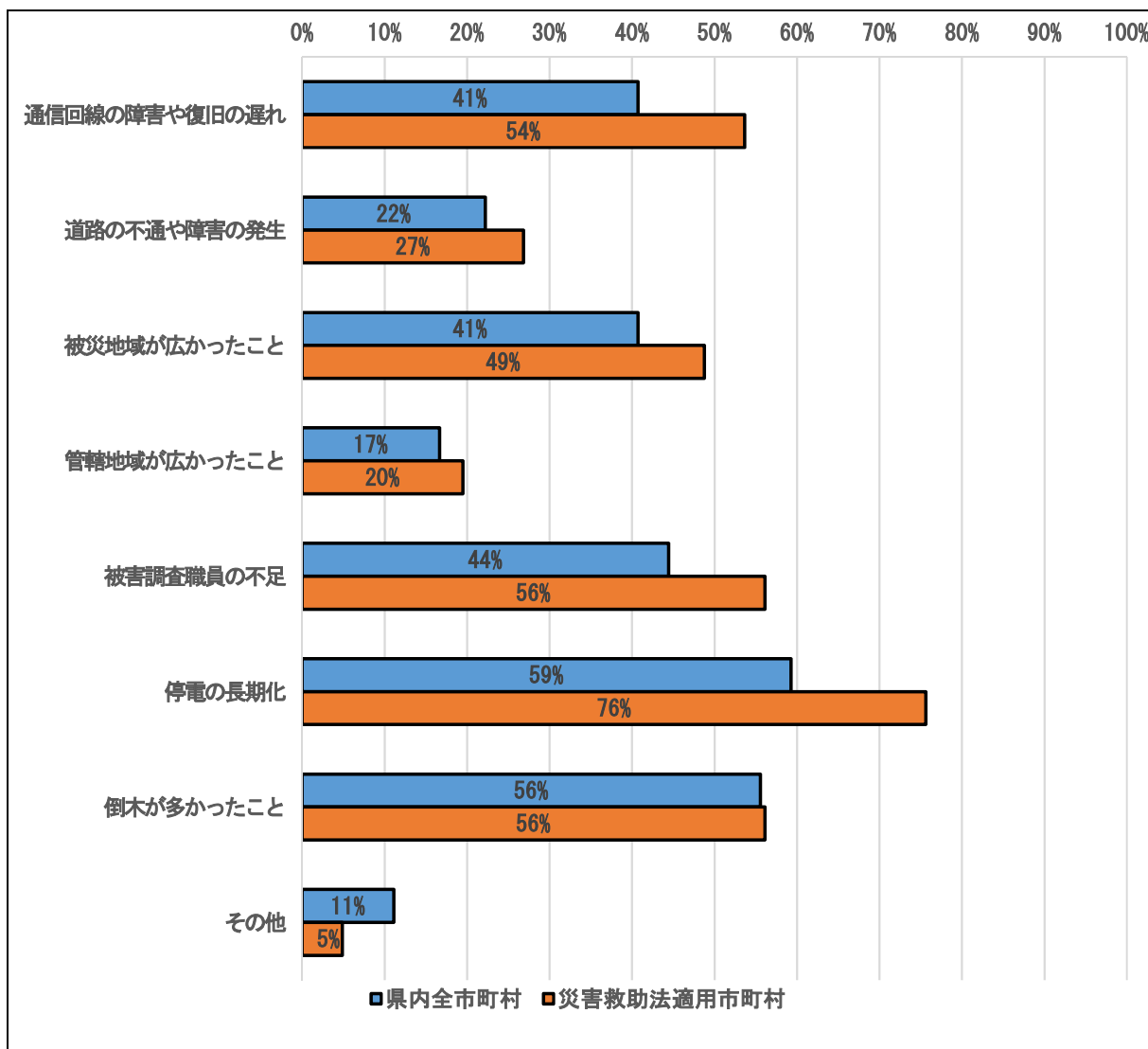
4 貴市町村による被害情報の収集と県への報告について

問 13 貴市町村が管内の被害の概要を把握できたのはいつ頃ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



問 14 貴市町村では、被害の概要を把握する上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

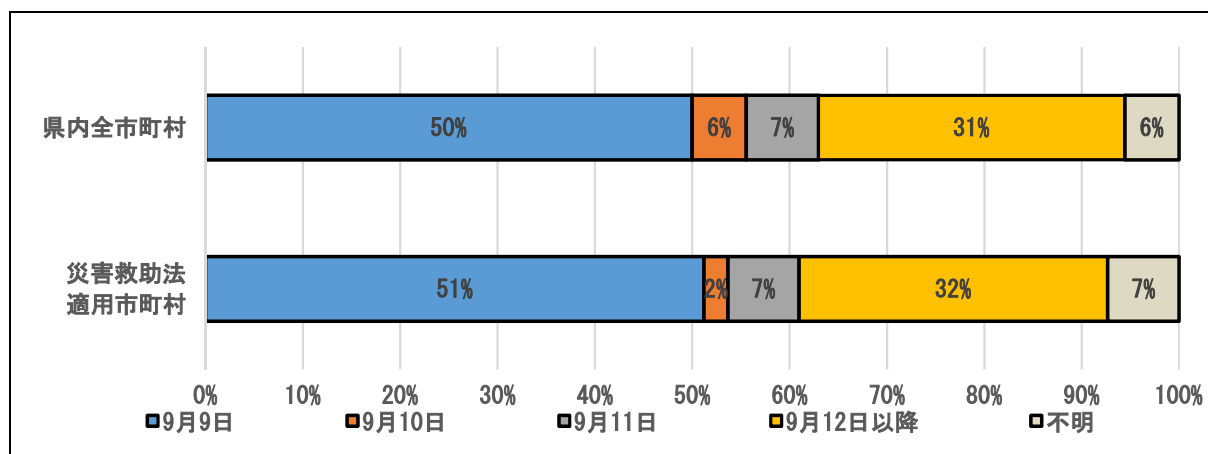
(複数選択)



各市町村において、被害を把握するうえで障害になった要因として「停電の長期化」であり59%（災害救助法適用地域では76%31団体）となった。次いで「通信回線の障害や復旧の遅れ」であり、41%（災害救助法適用地域では54%）となった。

5 貴市町村における千葉県への被害状況に関する報告について

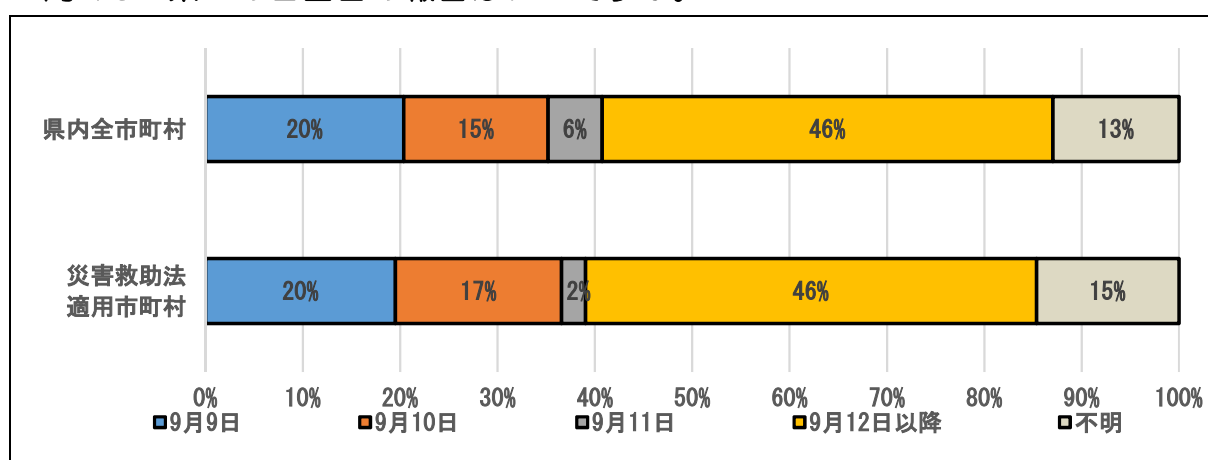
問 15 貴市町村が最初に千葉県に報告したのは、いつですか。



各市町村が県に対して第1報の報告を行った時期として、50%にあたる27団体が発災直後に報告を行っている。

また、県内全市町村と災害救助法適用市町村とで傾向を比較しても、51%の、21団体であり同様の結果ということが分かった。

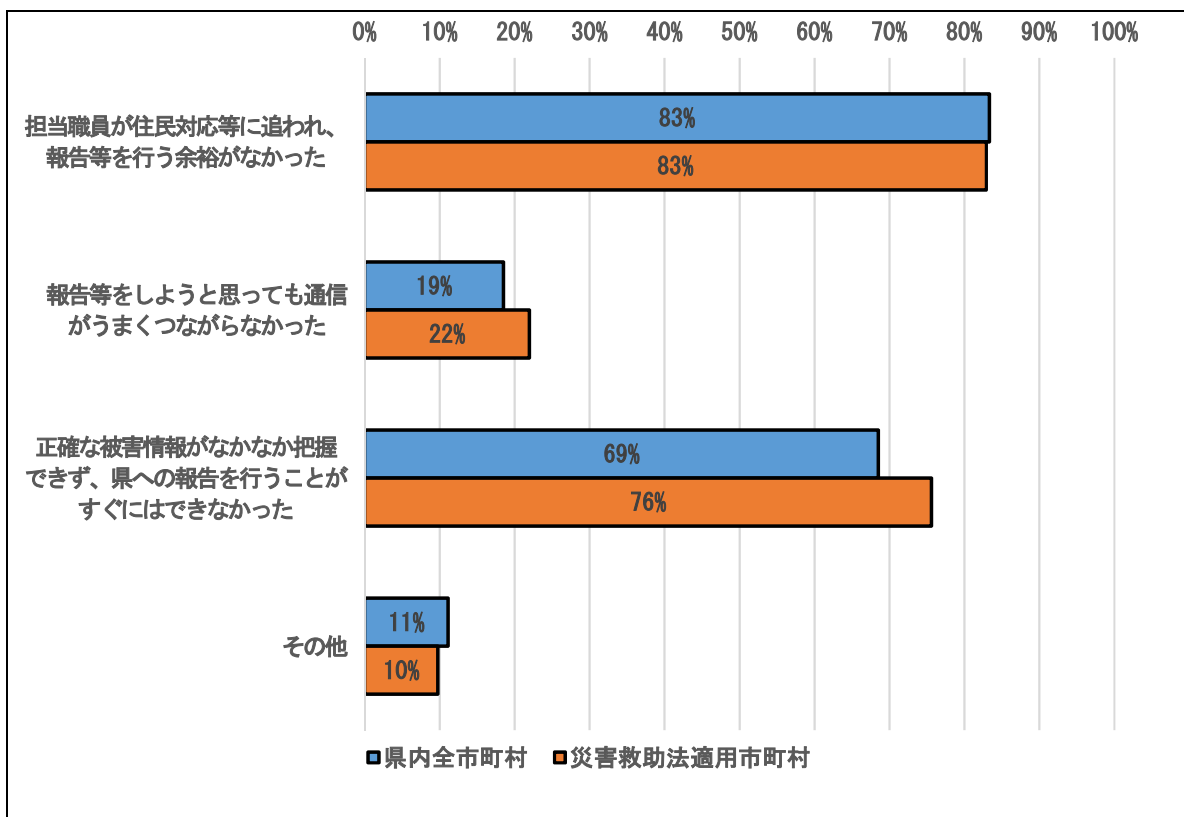
問 16 県への2回目の報告はいつですか。



各市町村が県に対して第2報の報告を行った時期として、9月12日以降もしくは不明と回答したところは、59%にあたる32団体であった。

また、県内全市町村と災害救助法適用市町村とで傾向を比較しても、61%の25団体であり、同様の結果ということが分かった。

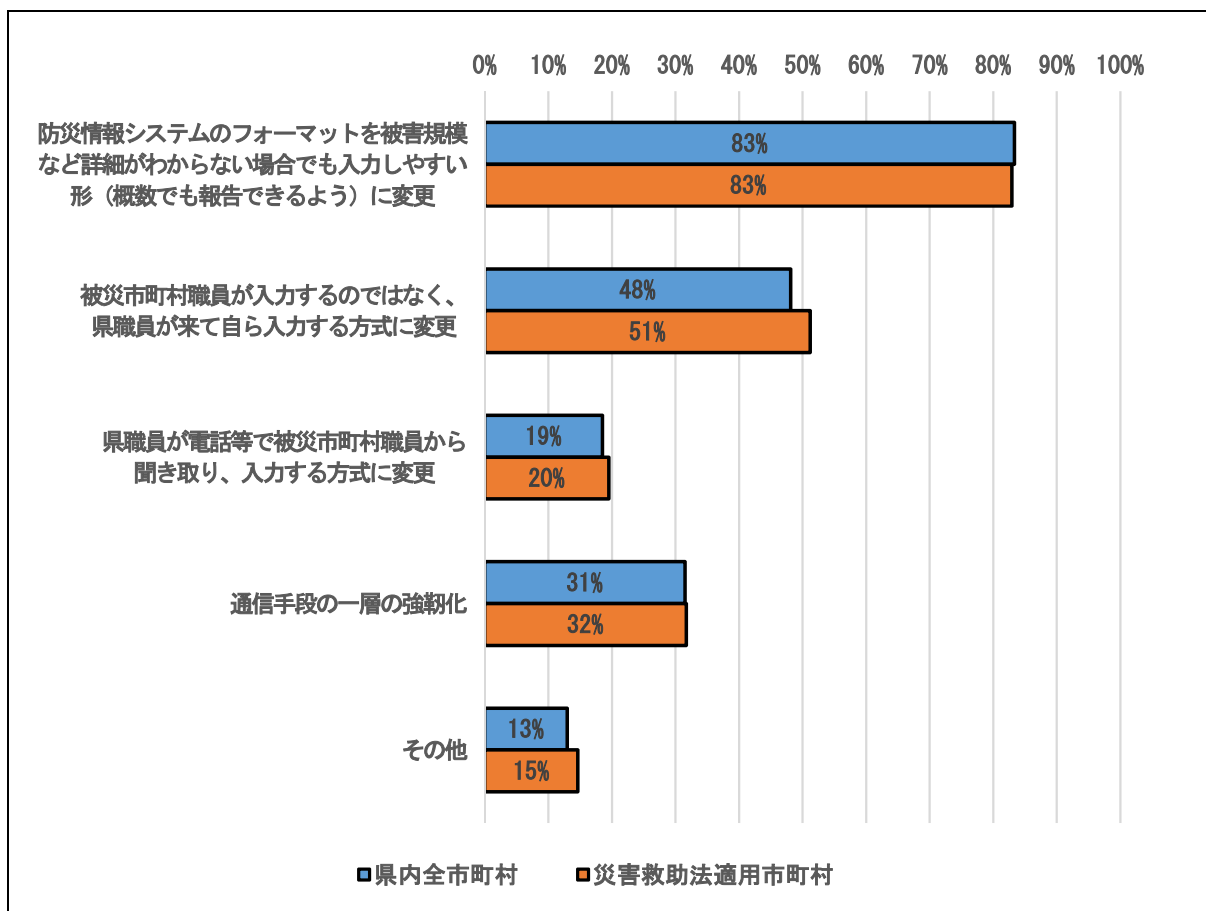
問 17 貴市町村が千葉県に被害状況の報告等を行う上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。
(複数選択)



各市町村が報告を行う上で障害になったことについて、県内全市町村の83%にあたる、45団体が「担当職員が住民対応等に追われ、報告等を行う余裕がなかった」と回答をしている。

また、69%にあたる、37団体（災害救助法適用地域では、76%31団体）が「正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった」と回答をしている。

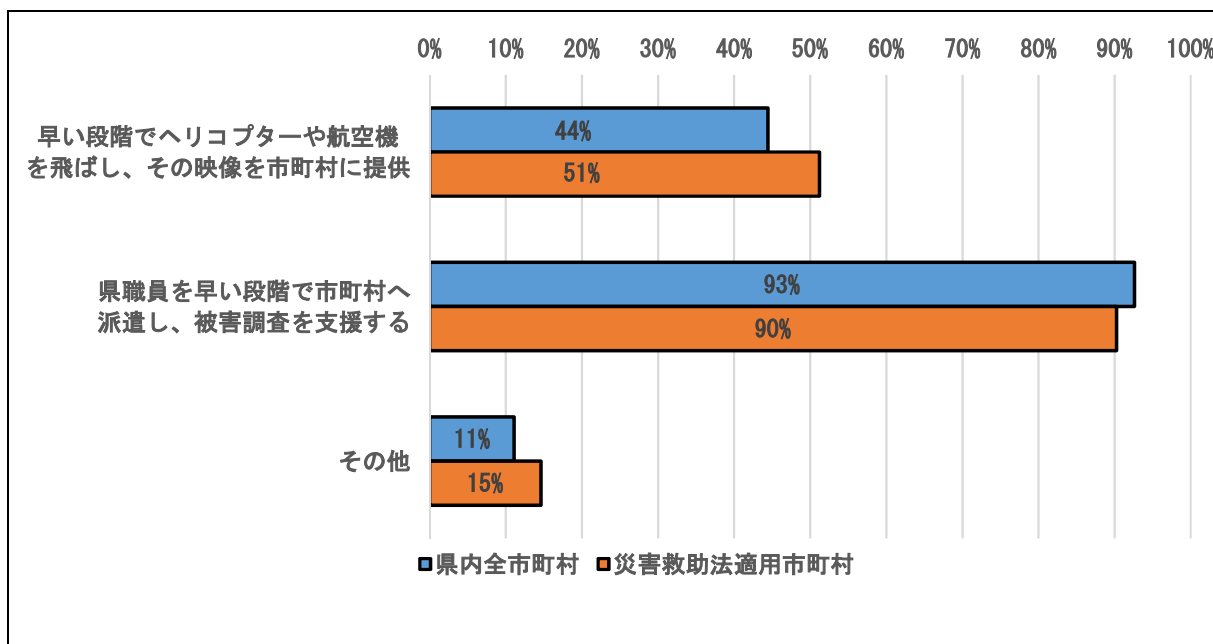
問 18 貴市町村が県に被害状況を知らせる方法に関して改善が必要と感じたことがありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。（複数選択）



被害状況を知らせる方法に関して改善が必要と感じたことについて、県内全体市町村の83%にあたる、45団体が、防災情報システムのフォーマットを被害規模など詳細がわからない場合でも入力しやすい形（概数でも報告できるよう）に変更して欲しいとの意見であった。

また、48%にあたる26団体（災害救助法適用地域においては、51% 21団体）が「被災市町村職員が入力するのではなく、県職員が来て自ら入力する方式に変更」と回答している。

問 19 以下に、今後、災害時の被害調査に関して千葉県が市町村支援として行えそうなことを挙げました。この中で、貴市町村が望ましいとお考えになるものを全て選び、番号を記入して下さい。 (複数選択)



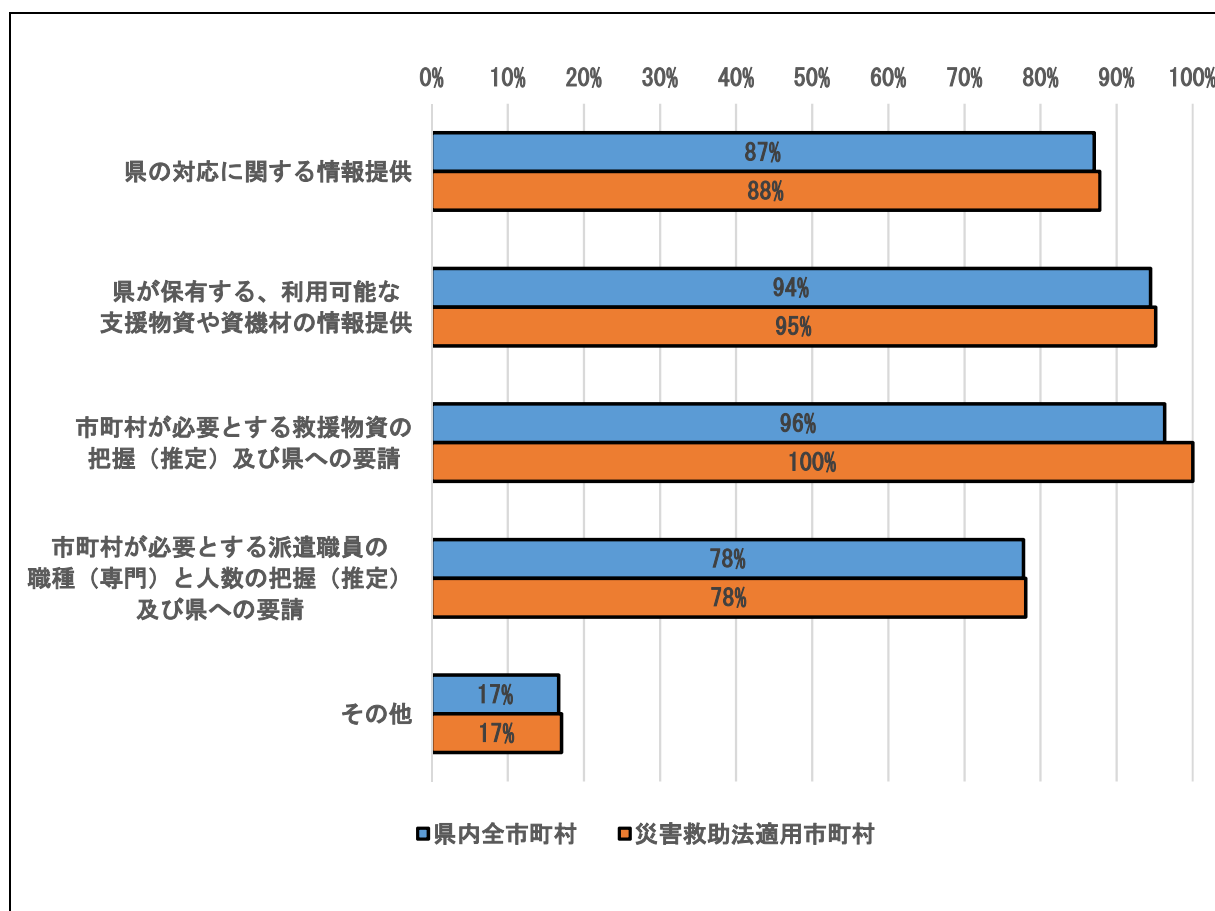
災害時の被害調査に関して千葉県が市町村支援について、県内全体市町村の93%にあたる、50団体が、県職員を早い段階で市町村へ派遣し、被害調査を支援して欲しいとの意見であった。

また、44%にあたる24団体（災害救助法適用地域においては、51% 21団体）が早い段階でヘリコプターや航空機を飛ばし、その映像を市町村に提供して欲しいとの意見であった。

6 千葉県による市町村連絡員（リエゾン）の派遣について

問22 被災市町村が市町村連絡員（リエゾン）に期待する業務は何でしょうか。

以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。（複数選択）

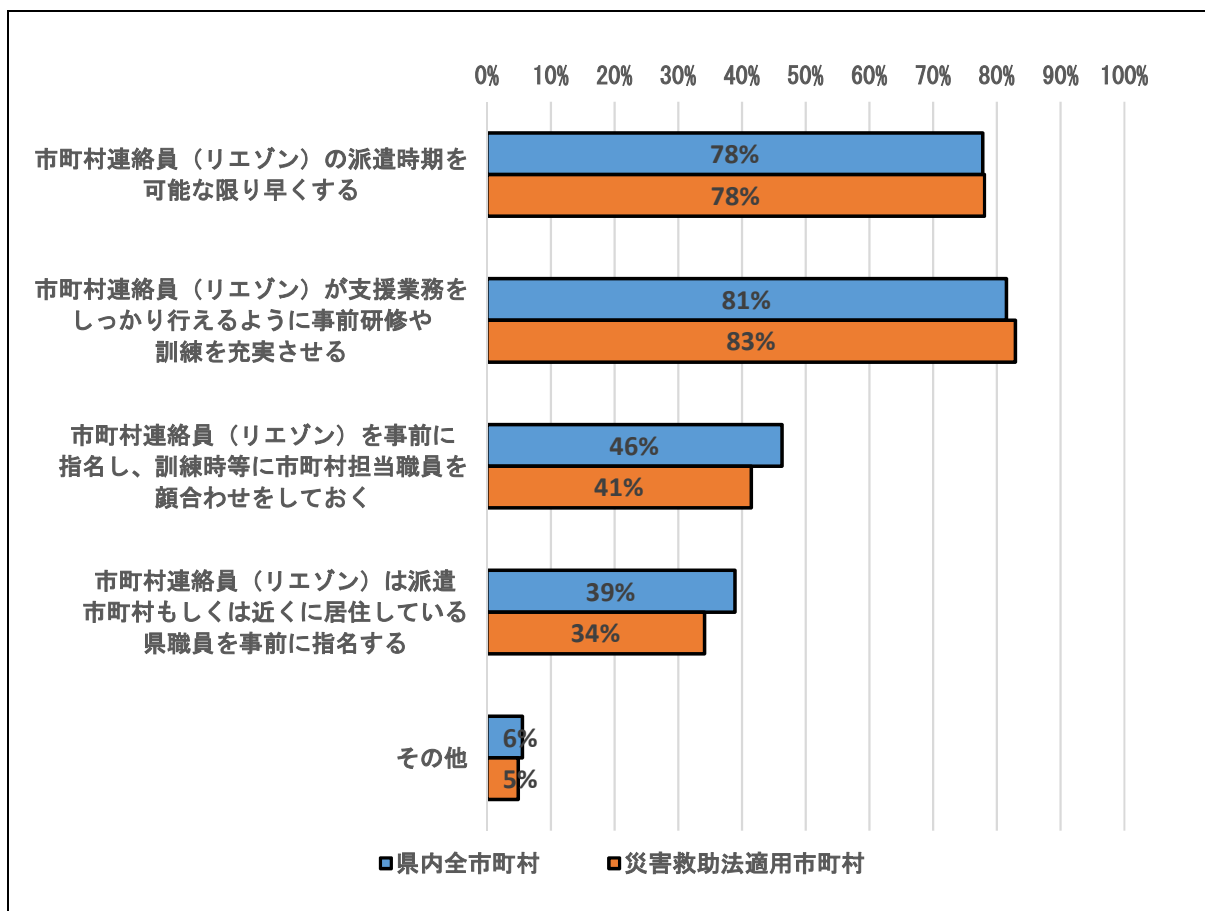


被災市町村が市町村連絡員（リエゾン）に期待する業務について、県内全体市町村の96%にあたる、52団体が、市町村が必要とする救援物資の把握（推定）及び県への要請して欲しいとの意見であった。

また、94%にあたる51団体（災害救助法適用地域においては、95%39団体）が、県が保有する、利用可能な支援物資や資機材の情報提供して欲しいとの意見であった。

併せて、87%にあたる47団体（災害救助法適用地域においては、88%36団体）が県の対応に関する情報提供して欲しいとの意見であった。

問 23 以下に、今後、市町村連絡員(リエゾン)について、千葉県が取り組むべき対策を挙げました。このうち貴市町村が望ましいと考える対策の番号を全て記入して下さい。(複数選択)



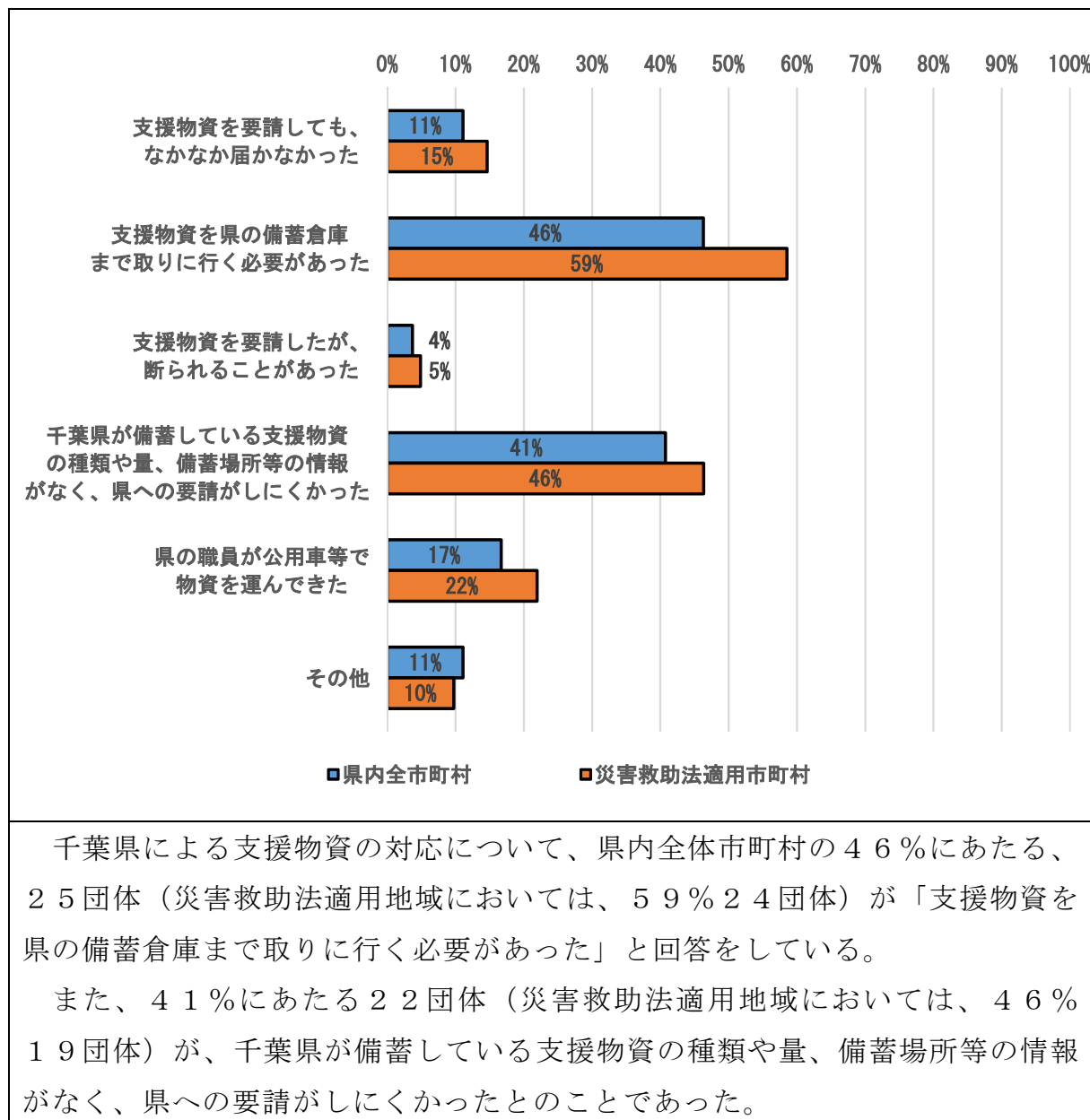
被災市町村が市町村連絡員(リエゾン)に期待する業務について、県内全体市町村の81%にあたる、44団体が市町村連絡員(リエゾン)が支援業務をしっかりと行えるように事前研修や訓練を充実させてほしいとの意見であった。

また、94%にあたる51団体(災害救助法適用地域においては、95%39団体)が市町村連絡員(リエゾン)の派遣時期を可能な限り早くしてほしいとの意見であった。

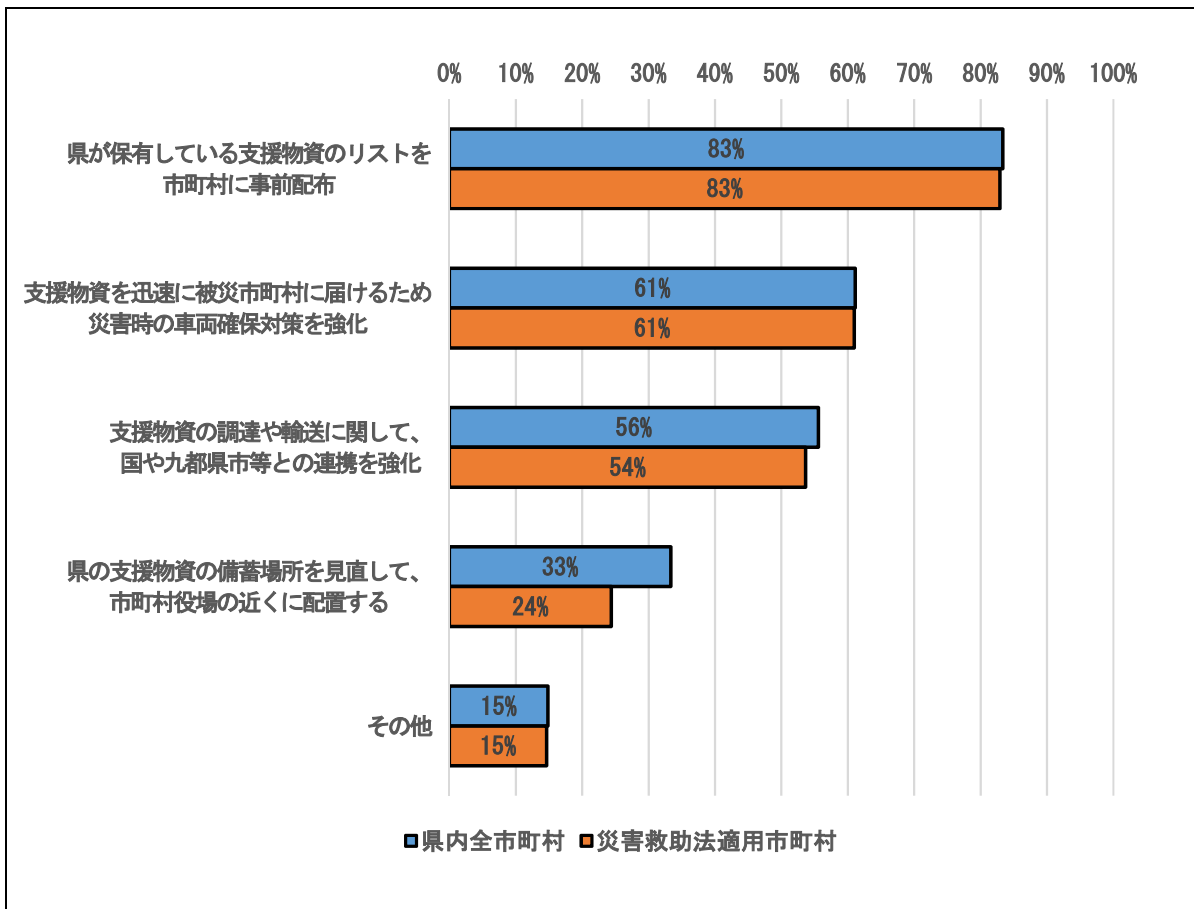
7 支援物資の調達・配送等について

問 29 千葉県による支援物資の対応については、以下のようなことがありま
したか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

(複数選択)



問 30 千葉県支援物資について、今後、どのような改善すべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。(複数選択)

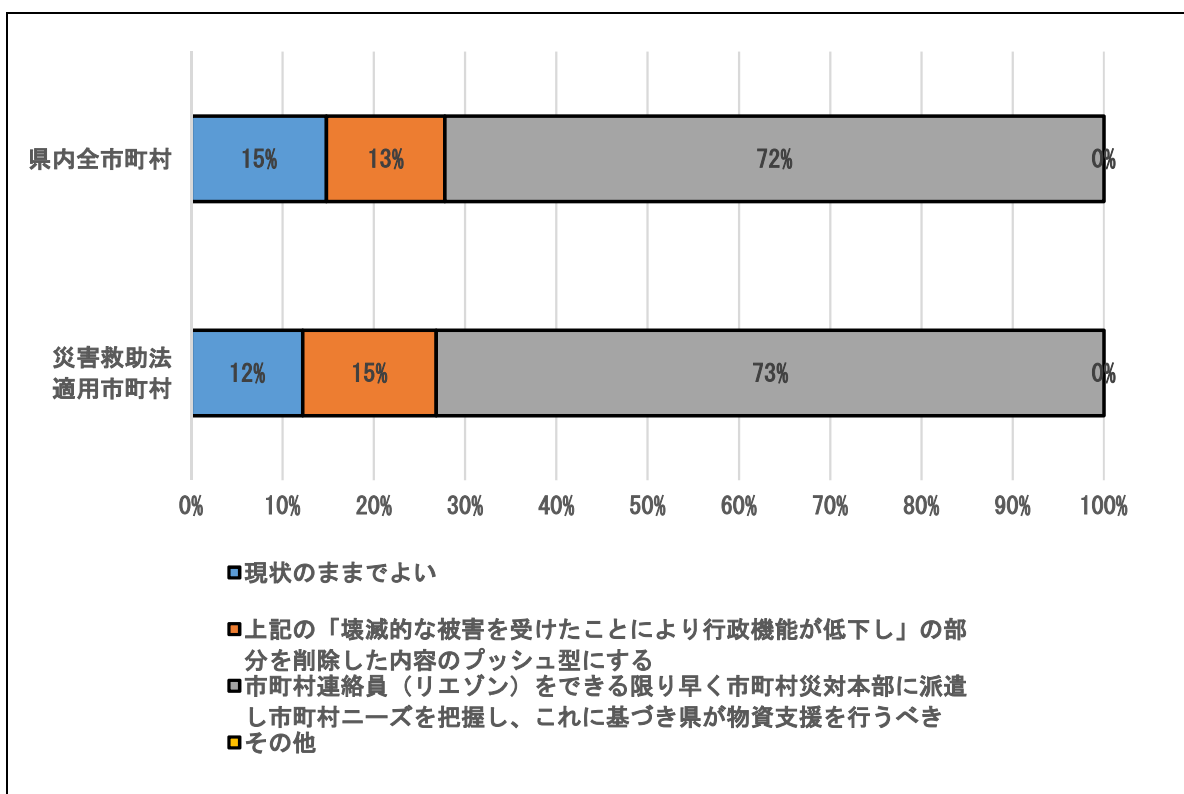


千葉県の支援物資について、今後の改善について、県内全体市町村の 83% にあたる、45 団体が「県が保有している支援物資のリストを市町村に事前配布」との意見であった。

また、61% にあたる 33 団体が、支援物資を迅速に被災市町村に届けるため災害時の車両確保対策を強化して欲しいとのことであった。

問 31 千葉県地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とする」（プル型）とされています。

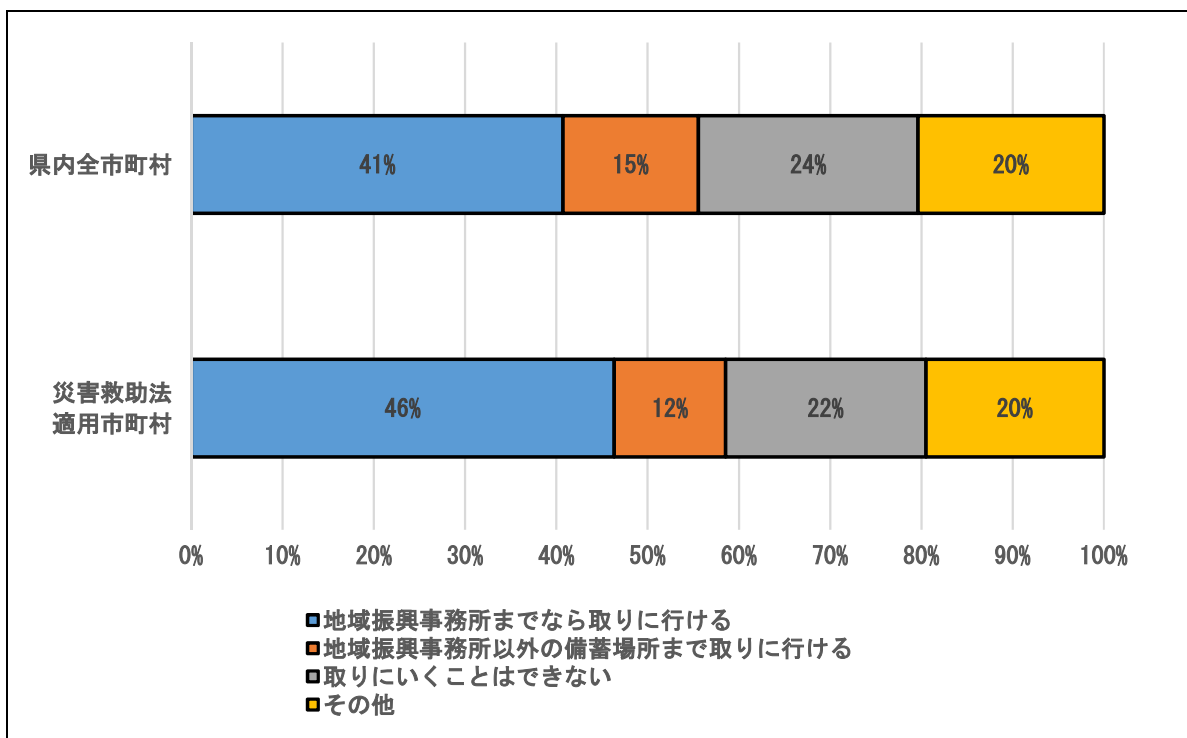
また、「壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む『プッシュ型』による供給を行う」とされています。この点について、貴市町村では、どのようにお考えでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



千葉県による支援物資の『プッシュ型』対応について、県内全体市町村の72%にあたる、39団体（災害救助法適用地域においては、73%30団体）が「市町村連絡員（リエゾン）をできる限り早く市町村災対本部に派遣し市町村ニーズを把握し、これに基づき県が物資支援を行うべき」と回答をしている。

また、13%にあたる7団体（災害救助法適用地域においては、15%6団体）が、「壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し」の部分を削除した内容のプッシュ型にするとの意見であった。

問 32 県からの備蓄物資の供給について、運送事業者による貴市町村への搬送がすぐにはできない場合、貴市町村では、どのような対応が可能ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

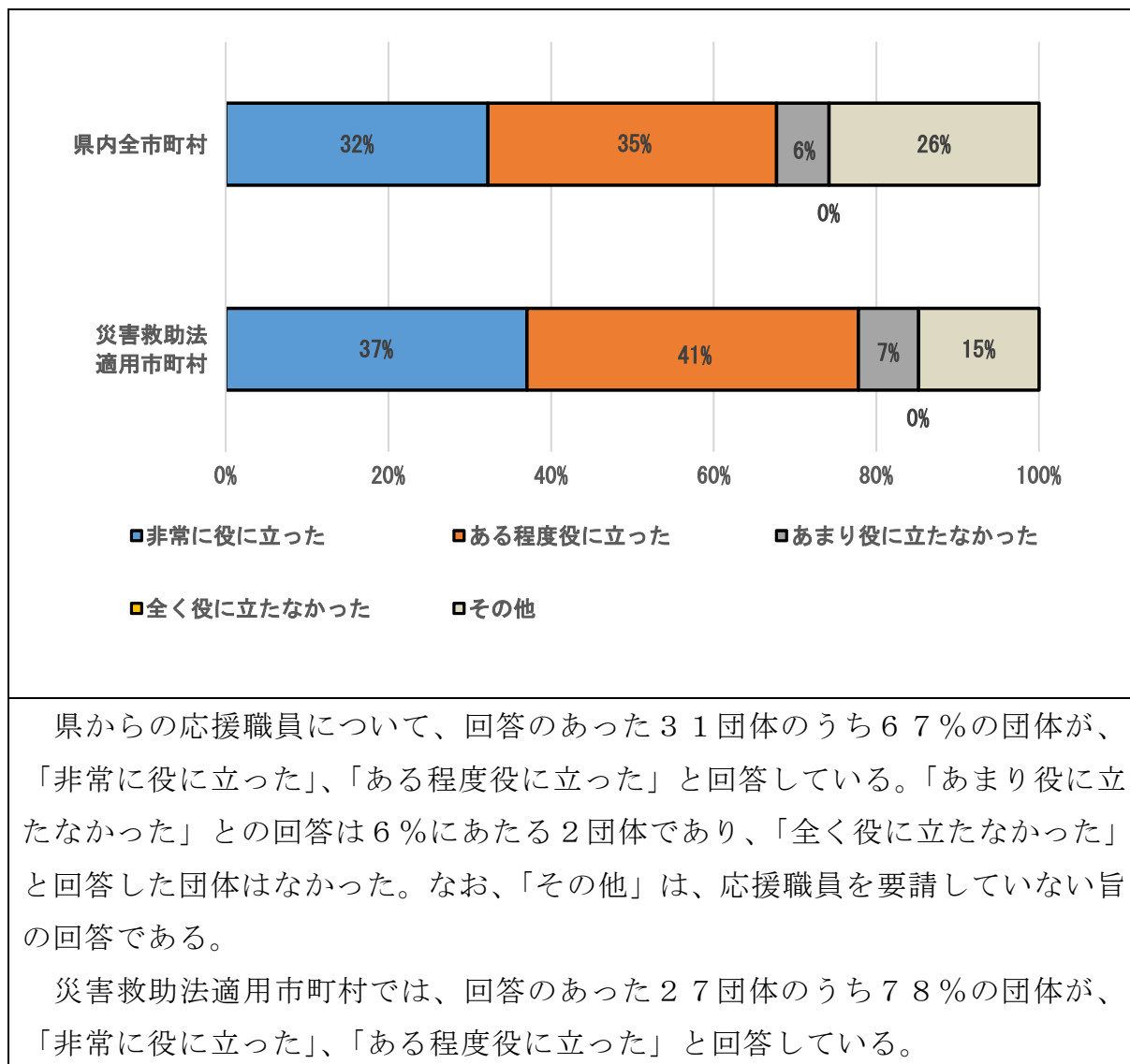


県からの備蓄物資の供給について県からの備蓄物資の供給について各市町村対応可能な内容について、県内全体市町村の41%にあたる、22団体（災害救助法適用地域においては、46%19団体）が「地域振興事務所までなら取りに行ける」と回答をしている。

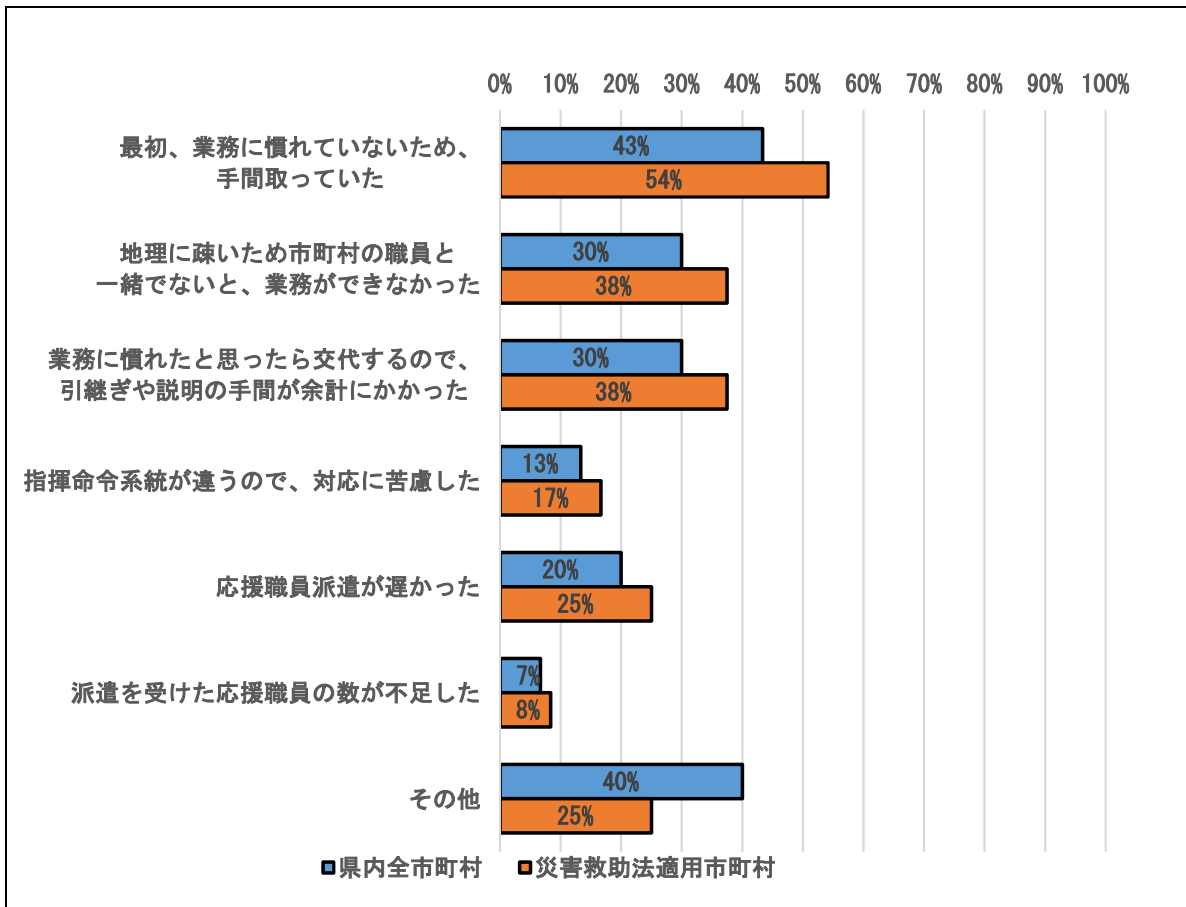
また、12%にあたる8団体（災害救助法適用地域においては、12%5団体）が、「地域振興事務所以外の備蓄場所まで取りに行ける」との回答であった。

8 人的支援（住家被害調査や罹災証明発行業務等のための職員派遣）について

問35 県からの応援職員は、どの程度役に立ちましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



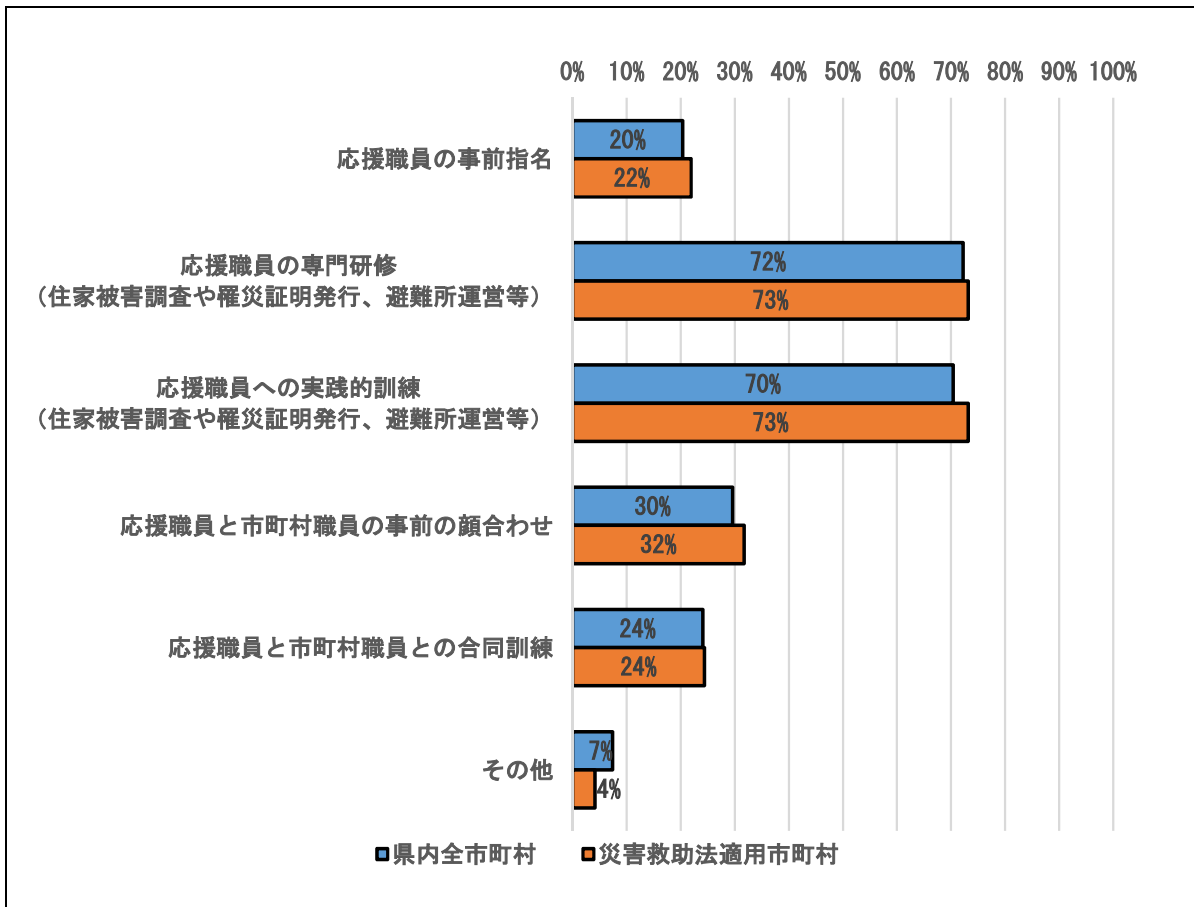
問36 県からの応援職員をめぐる課題についてお伺いします。以下に挙げたようなことはありましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。(複数選択)



県からの応援職員をめぐる課題について、30団体から回答があった。回答団体の43%が「最初、業務に慣れていないため、手間取っていた」を回答している。

また、回答団体の30%が「地理に疎いため市町村の職員と一緒にできず、業務ができなかった」、「業務に慣れたと思ったら交代するので、引継ぎや説明の手間が余計にかかった」を回答している。

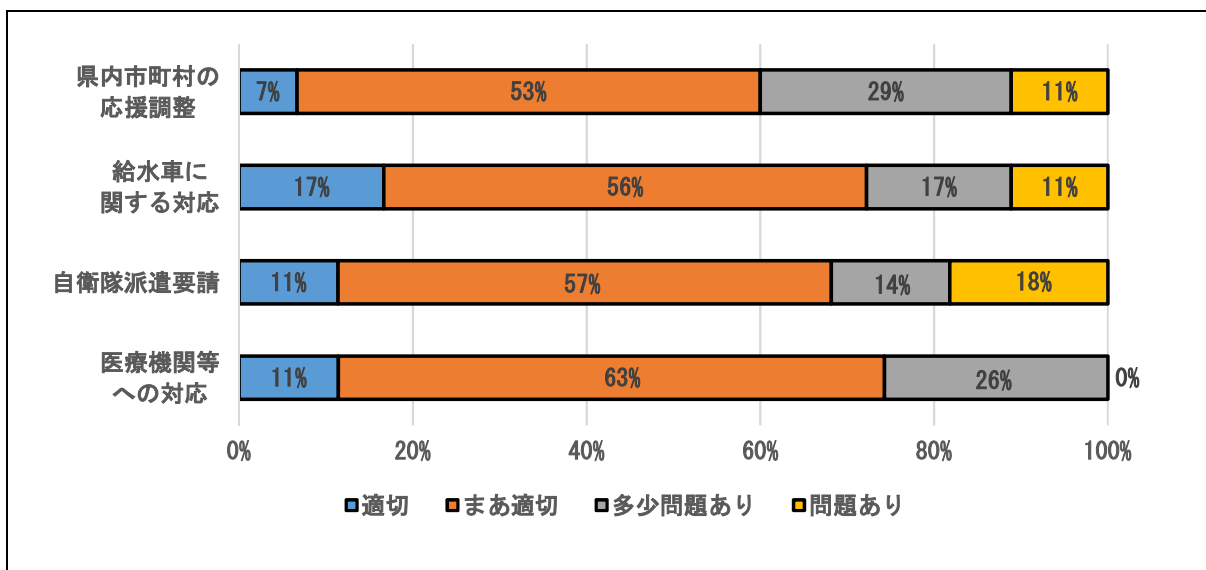
問 37 今後、県からの応援職員について、県はどのような取り組みをすべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。
(複数選択)



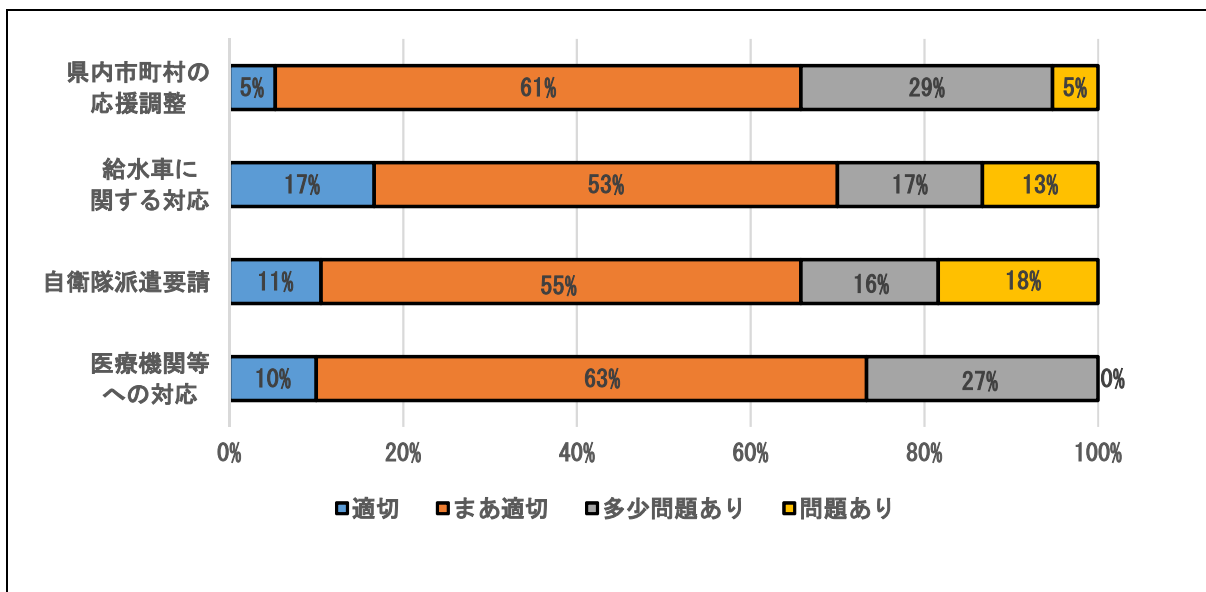
応援職員に係る県の取組みとして、約70%の団体が「応援職員の専門研修」、「応援職員への実践的訓練」を回答している。また、30%の団体は「応援職員と市町村職員の事前の顔合わせ」を回答し、24%の団体は「応援職員と市町村との合同訓練」を回答している。

問38 以下に台風 15 号のときに県が行った対応を挙げました。貴市町村は、これらの対応をどう評価しますか。

(1) 県内全域

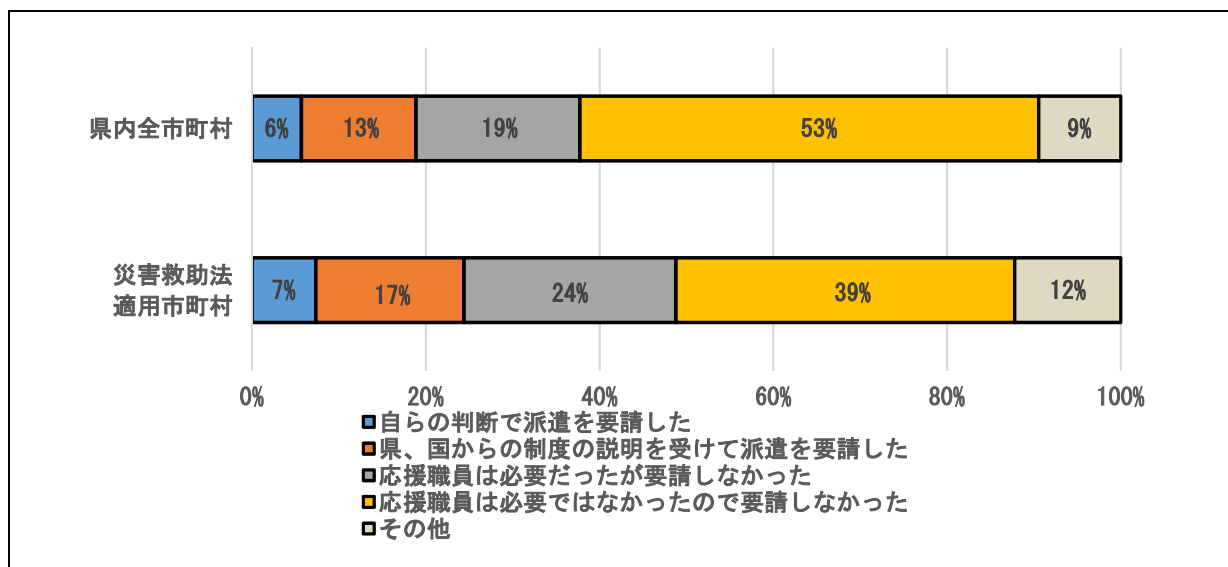


(2) 災害救助法適用地域



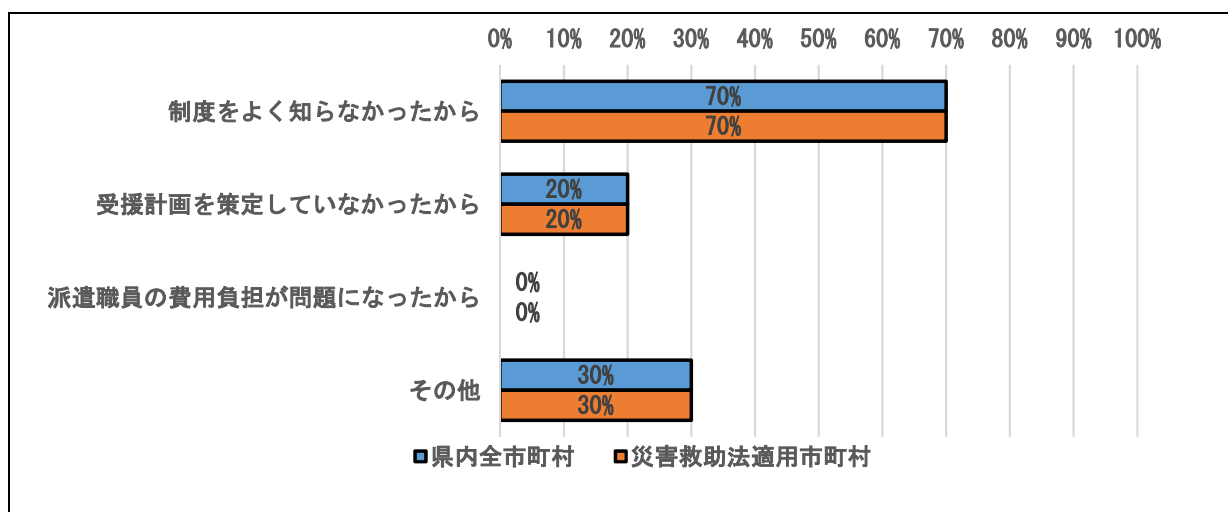
県内市町村の応援調整等への評価について、回答のあった団体のうち、約60～70%の団体が「適切」、「まあ適切」と回答し、約15%～30%の団体が「多少問題あり」と回答している。医療機関等への対応について、「問題あり」と回答した団体はなかったが、それ以外の調整等については、約10%～20%の団体が「問題あり」と回答している。

問 39 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく「総括支援チーム」、「対口支援」の派遣を要請することについて貴市町村ではどのように対応しましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



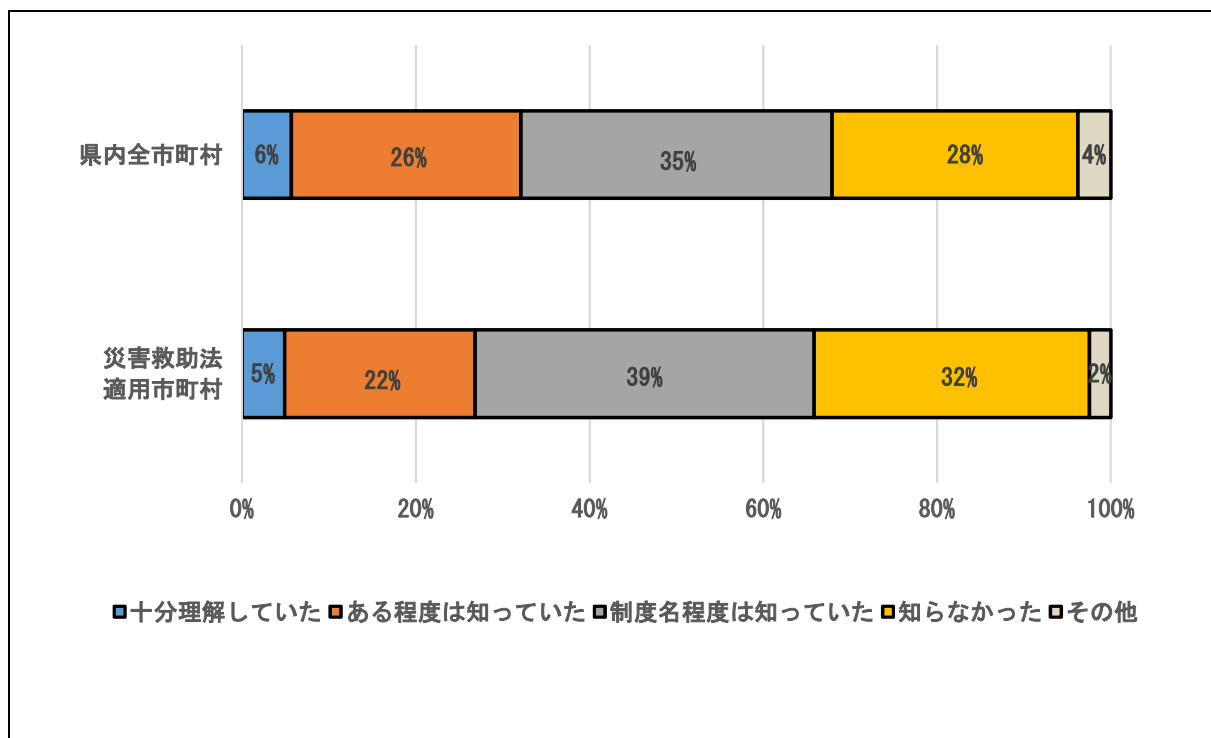
「被災市区町村応援職員確保システム」での派遣要請について、約20%の団体が派遣を要請しているが、約20%の団体では「応援職員は必要だったが要請しなかった」と回答している。

問 39-1 (問 39 で 3.と回答した場合にお答えください) 派遣を要請しなかった理由について、以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。



上記問 39 の「応援職員は必要だったが要請しなかった」理由について、70%の団体が「制度をよく知らなかったから」と回答し、20%の団体が「受援計画を策定していなかったから」を回答している。「派遣職員の費用負担が問題になったから」と回答した団体はなかった。

問 40 「被災市区町村応援職員確保システム」について、貴市町村の首長まで十分理解されていたでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。



「被災市区町村応援職員確保システム」について、約30%の団体が「十分理解していた」、「ある程度は知っていた」と回答し、35%の団体が「制度名等は知っていた」と回答している。一方、約30%の団体は「知らなかった」と回答している。